

制定 令和8年4月1日

京都市京町家改修補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、京町家の保全及び継承を推進するため、京町家改修補助金（以下「補助金」という。）の交付等に関し、京都市補助金等の交付等に関する条例（以下「補助金条例」という。）及び京都市補助金等の交付等に関する条例施行規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語は、次項に定めるもののほか、京都市京町家の保全及び継承に関する条例（以下「京町家条例」という。）において使用する用語の例による。

2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 指定地区 京町家条例第16条第1項の規定により指定された京町家保全重点取組地区をいう。
- (2) 個別指定京町家 京町家条例第17条第1項の規定により指定された重要京町家をいう。
- (3) 指定京町家 指定地区内の京町家及び個別指定京町家をいう。
- (4) 未指定京町家 指定京町家以外の京町家をいう。
- (5) 外観工事 京町家の外部（道路その他の公共の場所から見える部分に限る。）の工事をいう。
- (6) 内部工事 京町家の内部の工事又は屋根（道路その他の公共の場所から見える部分を除く。）に関する工事をいう。
- (7) 設備工事等 電気設備、給排水設備、ガス設備若しくは床暖房設備に関する工事、断熱工事又は防蟻工事をいう。
- (8) 構造健全化工事 京町家の基礎、土台、柱、はり、壁、床、屋根その他構造部材の修理又は改修の工事をいう。
- (9) 特別外観工事 歴史的な形態又は意匠の外観要素が少ない京町家についてする外観工事であって、当該工事により京町家の形態及び意匠の模範となる外観に整備し、補助事業完了後に当該京町家を個別指定京町家に指定するために行う工事をいう。
- (10) 補助事業 補助金条例第12条第1項の規定による決定の通知を受けて行う当該通知に係る京町家の工事をいう。
- (11) 補助事業者 補助事業を行う者をいう。
- (12) 工事施工者 補助事業者が発注者となる工事請負契約の請負人をいう。

(補助対象建築物の要件)

第3条 補助金の交付の対象となる建築物及び工作物（以下「補助対象建築物」と

いう。)は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 京町家
 - (2) 京町家の敷地に存する別棟の建築物（建築基準法の施行後に建築したものを除く。）
 - (3) 京町家に附属する門、塀、犬矢来、駒寄、舗装その他工作物
- 2 補助対象建築物に建築基準法の施行後に増築し、又は改築した部分（以下「増築等部分」という。）がある場合は、増築等部分に係る工事は補助金の交付の対象としない。

（補助事業者の要件）

第4条 補助金の交付の対象となる者は、補助対象建築物の所有者（以下「所有者」という。）とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、補助事業の実施について所有者の同意を得た者は、補助金の交付の申請をすることができる。
- 3 補助事業者は、全国銀行内国為替制度に加盟する金融機関の口座を有する者であること。ただし、当該口座を有しないことについて事情がある場合において、市長がやむを得ないと認めるときは、この限りでない。
- 4 補助事業者は、京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等でないこと。
- 5 特別外観工事を行う補助事業者は、特別外観工事の対象となる補助対象建築物を個別指定京町家に指定することに協力しなければならない。

（関係権利者の同意）

第5条 補助事業者が所有者以外の者である場合は、補助事業者は、補助事業の実施について、あらかじめ所有者の同意を得なければならない。

- 2 前条第5項の場合において、補助事業者が所有者以外の者であるときは、補助事業者は、特別外観工事の対象となる補助対象建築物を個別指定京町家に指定することについて、あらかじめ所有者の同意を得なければならない。
- 3 補助対象建築物が区分所有建物である長屋の場合において、補助金の交付の対象がその一部の住戸であるときは、前各項、第4項及び次条第4項の「所有者」とあるのは、「補助金の交付の対象となる住戸の区分所有者」と読み替える。
- 4 補助事業者が所有者以外の者である場合において、補助事業者が所有者になる予定があるときは、前各項及び次条第4項に規定する所有者の同意は不要とする。
- 5 所有者の同意が得られない事情がある場合において、市長がやむを得ないと認めるときは、第1項から第3項までの規定及び次条第4項の規定は適用しない。
- 6 補助対象建築物に現に賃借人がある場合は、補助事業者は、補助事業の実施について賃借人に対して周知しなければならない。

（補助事業の要件）

第6条 補助事業者は、補助事業の内容等を、市の広報などにおいて事例として紹介することについて承諾しなければならない。

- 2 内部工事の補助金の交付を受けた場合は、補助事業者は、補助事業完了後に、補助対象建築物の全部又は一部について、地域交流の拠点などの公的な利用に供し、又は生活文化が表れている建物内部の状況等について写真等を用いて情報発

信する等により公開するよう努めなければならない。

- 3 補助対象建築物が個別指定京町家である場合は、補助事業者は、個別指定京町家であることを示す標示プレートを一般公衆から視認できる範囲に設置しなければならない。特別外観工事の補助金の交付を受けた場合において、市長が当該京町家を個別指定京町家に指定したときも同様に、補助事業者は標示プレートを設置しなければならない。
- 4 補助事業者が所有者以外の者である場合は、補助事業者は、前3項の規定の内容について、あらかじめ所有者の同意を得なければならない。
- 5 特別外観工事の補助金の交付を申請しようとする場合は、補助事業者は、補助対象建築物に係る個別指定京町家の指定に向け、あらかじめ京都市登録の京町家相談員の助言を受け、及び補助事業の計画図面にその助言内容を反映させるよう努めなければならない。
- 6 構造健全化工事の補助金の交付の対象となる補助対象建築物の用途は、住宅（店舗等の用途を兼ねるもので、店舗等の用に供する部分の床面積が延べ床面積の2分の1未満のものを含む。）でないものでなければならない。

（工事施工者の要件）

第7条 工事施工者は、本市の区域内に本店又は主たる事務所を置いている者（個人の事業者を含む。以下「市内事業者」という。）でなければならない。ただし、次に掲げるいずれかの場合にあつては、この限りでない。

- (1) 補助金の交付予定額が20万円以下である場合
- (2) 工事施工者が締結する下請契約における下請負人のうちに市内事業者である者がある場合
- (3) 工事施工者及び下請負人の全てが市内事業者でないことについて事情がある場合において市長がやむを得ないと認めるとき

（補助対象費用）

第8条 補助金の交付の対象となる費用（以下「補助対象費用」という。）は、別表第1の補助対象建築物の区分に応じ、それぞれ同表の（い）欄に定める補助対象工事に要する費用とする。

- 2 外観工事に係る補助対象費用は、別表第2に定める工事に要するものに限る。
- 3 特別外観工事に係る補助対象費用は、別表第2に定める工事に加え、京町家の形態及び意匠の模範となる外観に整備するために必要と認められる工事及び京都の伝統的な趣のある町並みの維持又は向上に資すると認められる門塀その他外構の工事に要するものを含むことができる。
- 4 内部工事に係る補助対象費用は、別表第3に定める工事に要するものに限る。
- 5 設備工事等に係る補助対象費用は、別表第4に定める工事に要するものに限る。
- 6 構造健全化工事に係る補助対象費用は、別表第5に定める工事に要するものに限る。
- 7 補助対象工事に係る消費税及び地方消費税の相当額は、補助対象費用に含めることができない。
- 8 補助対象工事に係る諸経費は、補助対象費用に含めることができる。ただし、補助対象費用（諸経費を除く。）に対する諸経費の割合は20%を限度とする。

(補助金の額)

第9条 補助金の額は、別表1の補助対象建築物の区分に応じ、補助対象費用の合計額に同表の(ろ)欄に定める補助率を乗じて得た額と、同表の(は)欄に定める限度額とを比較して、少ない額とする。ただし、算出した補助金の額に1,000円未満の端数があるとき又はその額が1,000円未満であるときは、その端数又はその全額を切り捨てる。

2 補助対象建築物が長屋である場合において、補助対象工事の内容、各住戸の所有者その他関係権利者の状況及び京町家の改修に関する補助金を過去に受けた経過等を勘案して市長が適当と認めるときは、前項中「補助対象建築物」とあるのは「住戸」と、「限度額」とあるのは「住戸当たりの限度額」と読み替えて、前項の規定を適用することができるものとする。

(3年度連続の申請の禁止)

第10条 補助金条例第9条の規定による申請(以下「交付申請」という。)の日が属する年度(以下「申請年度」という。)の前年度及び前前年度のいずれの年度ともに補助金の交付の対象とした補助対象建築物(その敷地内の他の補助対象建築物を含む。)は、当該申請年度に補助金の対象とすることができない。

(限度額の減額)

第11条 申請年度及びその前年度の期間中に2回以上の交付申請をすることとなる補助対象建築物に適用する限度額は、別表第1の(は)欄に定める限度額から、当該期間中にその敷地内の全ての補助対象建築物に既に交付された補助金及び既に決定された交付予定額の合計額を減額した額とする。

(同一部分の繰返し補助の禁止)

第12条 過去に補助金(京町家改修補助金と同種類以外の補助金を含む。)の交付の対象となった部分と同一の部分についてする同種の工事は、補助対象とすることができない。ただし、過去の補助事業が完了した日(第19条の通知日をいう。以下同じ。)から10年(防蟻工事にあつては5年)を経過した場合は、この限りでない。

(交付の申請)

第13条 交付申請は、京町家改修補助金交付申請書(第1号様式)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 承諾書(第2号様式)
- (2) 付近見取図
- (3) 補助金額算出書(第3号様式)
- (4) 補助事業の計画図面
- (5) 補助事業の着手前の状況を示す写真(補助対象建築物の全景写真、道路その他の公共の場所から見える部分の写真及び補助対象の部分ごとの写真)並びに当該写真の撮影の位置及び方向を記した図面
- (6) 建築基準法の施行前に建築されたことを証する書面(個別指定京町家を除く。)
- (7) 京町家の都市生活の中から生み出された形態又は意匠を示す写真(個別指定京町家を除く。)
- (8) 個別指定京町家に指定されていることを証する書面等(個別指定京町家に限

る。)

(9) 景観重要建造物に指定されていることを証する書面等（景観重要建造物に限る。)

(10) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第14条 市長は、交付申請が到達した日から30日以内（交付申請に特別外観工事を含む場合は90日以内）に補助金条例第10条の規定による補助金の交付又は不交付を決定するものとする。ただし、当該期間内に決定ができない合理的な理由があるときは、当該期間を延長することができる。

2 市長は、前項の規定により交付又は不交付を決定したときは、速やかに補助金条例第12条の規定による決定の通知をするものとする。

3 市長は、交付申請に係る書類等の審査、必要に応じて行う現地調査その他の方法により、補助事業に要する費用の額又は補助金の申請額が適正でないと認める場合は、交付することが適当であると認められる交付予定額を決定するものとする。

(補助事業の履行)

第15条 補助事業者は、交付決定日（前条第2項の通知日をいう。以下同じ。）以後でなければ補助事業を着手してはならない。

2 補助事業者は、交付決定日以後でなければ補助事業に係る工事請負契約を締結してはならない。

3 補助事業者は、交付決定日が属する年度の2月14日までに、補助事業を完了させ、及び補助金条例第18条の規定による実績報告を行わなければならない。

4 前項に規定する期日までに補助事業が完了する見込みがないときは、補助事業者は、次条第2項の規定による補助事業の内容変更又は中止等の承認申請を行わなければならない。

(補助事業の内容変更又は中止等の承認)

第16条 補助事業者は、補助事業の内容若しくは経費の配分を変更しようとするとき、又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、速やかに市長と変更等について協議し、その指示を受けなければならない。

2 補助事業者は、補助事業の内容若しくは経費の配分を変更しようとするとき、又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、あらかじめ京町家改修補助金変更承認申請書（第4号様式）又は京町家改修補助金補助事業中止・廃止報告書（第5号様式）に変更内容等に関する書類を添えて市長に提出し、承認を受けなければならない。ただし、次に定める軽微な変更の場合は、この限りでない。

(1) 補助対象の部分の工事内容に変更がなく、補助対象以外の部分の変更である場合

(2) 補助対象の一部を取り止める変更の場合であって、変更前の交付予定額が限度額であり、かつ、変更後の交付予定額も限度額であるとき

(3) 次の要件を全て満たす変更である場合

ア 補助対象の部分について、外観の形態及び意匠に変更を生じないこと。

イ 補助金の交付予定額に変更を生じないこと。

(4) 工事施工者（第22条の規定に基づき補助金を代理受領する者を除く。）の変更である場合

(5) 代理人の変更である場合

(6) その他市長が軽微な変更と認める場合

3 市長は、補助事業の変更内容及びその理由並びに予算の状況を勘案し、やむを得ないと認める場合は、前条第3項に規定する期日を延長することができる。

（立入調査）

第17条 市長は、補助金条例第32条に規定する立入調査又は質問をした結果、補助対象工事が適切に行われていないと認める場合は、補助事業者に対し必要な指示をすることができる。

（実績報告）

第18条 補助事業者は、補助事業を完了したときは速やかに、京町家改修補助金実績報告書（第6号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 補助事業に係る工事請負契約書又はこれに代わる書類の写し

(2) 補助事業に要した経費の内訳書

(3) 補助事業に要した費用を支出したことを証する領収書の写し等

(4) 補助事業の着手前、実施中及び完了後の状況を示す写真（補助対象の部分ごとの写真）並びに当該写真の撮影の位置及び方向を記した図面

(5) 第16条第2項ただし書に定める軽微な変更がある場合は、変更内容がわかる資料

(6) その他市長が必要と認める資料

（交付額の決定）

第19条 市長は、前条の規定による実績報告を受けた日から30日以内に、補助金条例第19条の規定により、補助金の交付額を決定し、補助事業者に通知するものとする。ただし、当該期間内に決定ができない合理的な理由があるときは、当該期間を延長することができる。

（請求）

第20条 補助事業者は、前条の通知日から30日以内に京町家改修補助金請求書（第7号様式）により補助金の請求を行わなければならない。

（交付決定の取消し等）

第21条 市長は、補助事業者が補助金条例第22条第1項各号のいずれかに該当するときのほか、次に掲げるいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は交付予定額若しくは交付額を変更することができる。

(1) 補助事業者がこの要綱の規定に違反したとき。

(2) 補助事業者が第15条第3項に規定する期日又は第16条第3項の規定により延長した期日までに、補助事業を実施しないとき又は補助事業を完成させる見込みがないとき。

(3) 補助事業者が第16条第1項又は第17条に規定する市長の指示に従わない

とき。

- (4) 補助事業者が補助金条例第32条に規定する立入調査を拒み、妨げ若しくは忌避し、又は質問に対して陳述せず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。
- (5) 補助事業又は補助事業に関連する工事によって、補助対象建築物が建築基準法に違反することとなったとき。
- (6) 補助事業が完了した日から10年以内に、補助対象の部分が著しく改変されたとき、外観工事の補助対象の部分が道路その他の公共の場所から見えなくなったとき又は補助対象建築物が除却されたとき。
- (7) 前各号に掲げるときのほか、補助金を交付することが適当でなくなったと市長が認めたとき。

2 補助事業者から第16条第2項本文の規定に基づく補助事業の中止又は廃止の報告があったときは、交付の決定はなかったものとする。

(補助金の代理受領)

第22条 工事施工者は、補助事業者の委任を受けて、補助事業者を代理して補助金を受領できるものとする。

- 2 補助金を代理して受領する工事施工者は、1者に限る。
- 3 補助金を代理して受領する工事施工者は、全国銀行内国為替制度に加盟する金融機関の口座を有する者でなければならない。
- 4 代理して受領する補助金の額は、補助金の交付予定額又は補助金の支払額の全額としなければならない。

(代理受領に係る届出等)

第23条 補助事業者は、前条第1項の規定により補助金を工事施工者に受領させようとするときは、あらかじめ京町家改修補助金代理受領に係る事前届出書(第8号様式)に、京町家改修補助金代理受領に係る委任状(第9号様式)を添えて市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の届出があった場合は、京町家改修補助金代理受領に係る確認通知書を補助事業者及び工事施工者に通知するものとする。
- 3 補助事業者は、第1項の届出を取り下げようとする場合は、速やかに京町家改修補助金代理受領に係る取下届(第10号様式)を市長に提出しなければならない。
- 4 次のいずれかに該当する場合は、前項の取下届が提出されたものとみなす。

- (1) 補助事業者から第16条第2項本文の規定に基づく補助事業の中止又は廃止の報告があった場合
- (2) 市長が補助金の交付の決定を取り消した場合

(関係書類の整備)

第24条 補助事業者は、補助事業に係る経費の支出を明らかにした書類(補助事業に要する費用の見積書を含む。)を整備し、補助事業が完了した日から10年間保存しなければならない。

(補則)

第25条 この要綱の施行に関し必要な事項は、まち再生・創造推進室長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

(従前要綱の廃止)

2 指定京町家改修補助金交付要綱及び個別指定京町家維持修繕補助金交付要綱
(指定京町家改修補助金交付要綱及び個別指定京町家維持修繕補助金交付要綱に
基づき定めた運用規程を含む。以下「従前要綱」という。) は、廃止する。

(経過措置)

3 この要綱の施行期日前に従前要綱の規定に基づく補助金の交付決定を受けたもの
については、従前要綱の規定による効力を有する。

4 令和 6 年度及び令和 7 年度の期間中に従前要綱の規定に基づく補助金の交付決
定を受けた補助対象建築物は、第 10 条及び第 11 条の規定の適用において、前
年度又は前前年度に補助金の交付の対象とした補助対象建築物とする。

別表第1（第8条第1項、第9条第1項、第11条関係）

補助対象建築物の区分	(い) 補助対象工事	(ろ) 補助率	(は) 限度額
未指定京町家	特別外観工事	2分の1	5,000,000円
指定地区内の京町家（個別指定京町家を除く。）	外観工事 内部工事 設備工事等（※） 特別外観工事	3分の2	2,000,000円（特別外観工事を行う場合は5,000,000円）。ただし、内部工事及び設備工事等に係る補助金の合計額は、1,000,000円を上限とする。
	構造健全化工事		600,000円
個別指定京町家	外観工事 内部工事 設備工事等（※）	3分の2（個別指定京町家が景観重要建造物である場合は4分の3）	5,000,000円。ただし、内部工事及び設備工事等に係る補助金額は、それぞれ1,200,000円を上限とする。
	構造健全化工事		600,000円

※ 設備工事等のうち防蟻工事に係る補助対象費用は、防蟻工事の施工面積1㎡当たり2,700円を上限とする。

別表第2（第8条第2項関係）

外観工事の補助対象とする工事	
(1) 屋根	<p>屋根（道路その他の公共の場所から見える部分に限る。）に関する工事であって、次に掲げるもの。</p> <p>ア 日本瓦の修理及び取替え</p> <p>イ 銅板葺き等の歴史的・伝統的な屋根葺き材の修理及び取替え</p> <p>ウ 野地板の修理及び取替え（ルーフィング等、野地板より上部で瓦より下部の材料を含む。）</p> <p>エ 軒先の化粧垂木、軒裏及びケラバの化粧部材の修理及び取替え（歴史的・伝統的な形態又は意匠に限る。）</p> <p>オ 樋一式の修理及び取替え</p> <p>カ 上記アからオまでの工事に伴い発生する既存の瓦及び葺土等の撤去及び処分</p> <p>キ 上記ア及びイの工事に伴い必要となる雨仕舞のための必要最小限の板金の修理及び取替え</p> <p>ク 上記アからキまでの工事に伴い必要となる仮設工事（足場・養生）</p>
(2) 外壁	<p>外壁（道路その他の公共の場所から見える部分に限る。）に関する工事であって、次に掲げるもの。</p> <p>ア 壁面仕上げ一式（土壁、漆喰壁、聚楽壁又は下見板その他歴史的・伝統的な形態又は意匠に限る。）</p> <p>イ 真壁造での構造材の修理及び取替え</p> <p>ウ 表面仕上げ材料の一層下部の改修</p> <p>エ 仕上げを兼ねる構造材等（基礎の延べ石等）の修理及び取替え</p> <p>オ 上記アからエまでの工事に伴い発生する既存の外壁の撤去及び処分</p> <p>カ 上記アからオまでの工事に伴い必要となる仮設工事（足場・養生）</p>
(3) 附属工作物	<p>京町家に附属する門、塀、犬矢来、駒寄、舗装その他工作物（道路その他の公共の場所から見える部分に限る。）に関する工事であって、次に掲げるもの。</p> <p>ア 冷暖房機の室外機やガス電気のメーター等の修景工事（移設経費を除く。）</p> <p>イ 歴史的・伝統的な形態又は意匠の建具、格子、雨戸、戸袋、欄干、簾掛けの設置、修理及び取替え</p> <p>ウ 道路に面する犬走りの修理及び取替え（コンクリート仕上げを除く。）</p> <p>エ 歴史的・伝統的な形態又は意匠の門、塀、犬矢来、駒寄せ及びびったり床几の設置、修理及び取替え</p> <p>オ 上記アからエまでの工事に伴い発生する既存部分の撤去及び処分</p> <p>カ 上記アからオまでの工事に伴い必要となる仮設工事（足場・養生）</p>

別表第3（第8条第4項関係）

内部工事の補助対象費用とする工事	
(1) 屋根	<p>屋根（道路その他の公共の場所から見えない部分に限る。）に関する工事であって、次に掲げるもの。</p> <p>ア 日本瓦の修理及び取替え</p> <p>イ 銅板葺き等の歴史的・伝統的な屋根葺き材の修理及び取替え</p> <p>ウ 野地板の修理及び取替え（ルーフィング等、野地板より上部で瓦より下部の材料を含む。）</p> <p>エ 軒先の化粧垂木、軒裏及びケラバの化粧部材の修理及び取替え（歴史的・伝統的な形態又は意匠に限る。）</p> <p>オ 樋一式の修理及び取替え</p> <p>カ 上記アからオまでの工事に伴い発生する既存の瓦及び葺土等の撤去及び処分</p> <p>キ 上記ア及びイの工事に伴い必要となる雨仕舞のための必要最小限の板金の修理及び取替え</p> <p>ク 上記アからキまでの工事に伴い必要となる仮設工事（足場・養生）</p>
(2) 塀及び内壁	<p>塀（道路その他の公共の場所から見えない部分に限る。）のうち趣のある造作の庭に面するもの及び内壁（通り庭、火袋、座敷、床の間、縁側その他趣のある意匠の室に面するものに限る。）に関する工事であって、次に掲げるもの。</p> <p>ア 壁面仕上げ一式（土壁、漆喰壁又は聚楽壁その他歴史的・伝統的な形態又は意匠に限る。）</p> <p>イ 真壁造での構造材の修理及び取替え</p> <p>ウ 表面仕上げ材料の一層下部の改修</p> <p>エ 仕上げを兼ねる構造材等（基礎の延べ石等）の修理及び取替え</p> <p>オ 上記アからエまでの工事に伴い発生する既存の外壁の撤去及び処分</p> <p>カ 上記アからオまでの工事に伴い必要となる仮設工事（足場・養生）</p>
(3) 床及び天井	<p>次に掲げる工事。</p> <p>ア 畳（表替え含む。）や、縁側、床の間の床板等の歴史的・伝統的な床の仕上げ一式</p> <p>イ 竿縁天井等の歴史的・伝統的な天井の仕上げ一式</p> <p>ウ 表面仕上げ材料の一層下部の改修</p> <p>エ 上記アからウまでの工事に伴い発生する既存部分の撤去及び処分</p> <p>オ 上記アからエまでの工事に伴い必要となる仮設工事（足場・養生）</p>

(4) その 他	<p>次に掲げる工事。</p> <p>ア 歴史的・伝統的な形態又は意匠の欄間及び建具（室内と室外を隔てる建具を含む。）の設置、修理及び取替え</p> <p>イ 坪庭、奥庭、前庭に付随する歴史的・伝統的な塀及び庭の造作（庭木の剪定を除く。）の修理及び取替え</p> <p>ウ 通り庭、火袋、縁側に付随する歴史的・伝統的な造作の修理及び取替え</p> <p>エ 上記アからウまでの工事に伴い発生する既存部分の撤去及び処分</p> <p>オ 上記アからエまでの工事に伴い必要となる仮設工事（足場・養生）</p>
----------------	--

別表第4（第8条第5項関係）

設備工事等の補助対象費用とする工事	
(1) 断熱工事	次に掲げる工事。 ア 床又は天井の断熱改修工事一式（ただし、床の仕上げ及び天井の仕上げを除く。） イ 床暖房の設置工事一式（ただし、床の仕上げを除く。） ウ 上記アからイまでの工事に伴い発生する既存部分の撤去及び処分 エ 上記のアからイまでの工事に伴い必要となる仮設工事（足場・養生）
(2) 配管等工事	次に掲げる工事。 ア 電気設備の配線、給排水設備の配管又はガス設備の配管等の敷設（桧、分電盤、スイッチ、コンセント、ガスメーター等の付随する設備の改修を含む。） イ 上記アの工事に伴い発生する既存配線、配管等の撤去及び処分 ウ 上記アの工事に伴い発生する掘削及び埋戻し並びに土間の復旧工事
(3) 防蟻工事	次に掲げる工事。 ア 白アリの駆除 イ 白アリの侵入や食害を予防するため、床下や基礎周辺の土壌及び木材に薬剤を散布し、又は木材の内部に注入する防蟻処理

別表第5（第8条第6項関係）

構造健全化工事の補助対象費用とする工事	
(1) 床	建築物の2階の床組若しくは小屋組を構造用合板等の設置により強化し、又は杉板等により補修する工事
(2) 壁	土壁を修繕する工事
(3) 柱等	次に掲げる工事。 ア 礎石等の基礎を補修する工事 イ 土台又は柱等の劣化を修繕する工事 ウ 白アリの食害を修繕する工事 エ 柱、梁、壁、床の傾きを垂直又は水平に直す工事 オ 柱脚部に足固め又は根がらみを設置する工事